

I 保育所に関すること

(参加と協働の推進)

第6条 市は、次に掲げる政策の立案，実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

(1)～(3)は省略

(4) 重要な**市の施設の設置又は運営**に関する方針及び計画の策定

自治基本条例P2

自治基本条例ハンドブック(P24)に追加説明

第4号関係 市の施設は、多くの税金が投入される財産であり、財産は市のものであると同時に、市民全体の財産といえます。施設の設置や運営方法は、市民生活にも大きな影響を与えます。そこで、重要な施設の設置又は運営に関する方針及び計画について、参加や協働により検討・するものです。なお、重要な市の施設とは、**保育所**や高齢者施設といった公の施設に限らず、市行政の重要な拠点となる公共施設(例：市役所・清掃センターなど)も含まれます。

II 具体的に何をするのか

(参加と協働の方法)

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

(1) 市の附属機関への委員としての参加(2) 公聴会，説明会，懇談会等への参加(3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加(4) パブリック・コメントへの参加(5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

自治基本条例P3

市役所には市民や保護者に納得できる説明をする義務があります。

保育所の運営方針を決めるには市民の参加が必要であると定めております。

(説明責任)

第13条 市は、政策の立案，実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等に**わかりやすく説明する責任**があります。

自治基本条例P4